

国立大学法人東京農工大学職員就業規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学職員就業規則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>(職員の定義及び適用範囲) 第4条 (略) 2 (略) 3 第1項各号の一に該当し、特定のプロジェクト等又は特定の業務に従事する職員の就業については、次の各号に掲げる就業規則に定める。 (1)・(2) (略) <u>(3) 国立大学法人東京農工大学における「先端ものづくり IT エンジニア育成プログラム」事業に従事する職員就業規則</u> (4) (略) (5) (略) 4 (略)</p>	<p>(職員の定義及び適用範囲) 第4条 (略) 2 (略) 3 第1項各号の一に該当し、特定のプロジェクト等又は特定の業務に従事する職員の就業については、次の各号に掲げる就業規則に定める。 (1)・(2) (略) (削る) (3) (略) (4) (略) 4 (略)</p>	

附 則 (24 経教規則第 6 号)

この規則は、平成 24 年 11 月 7 日から施行し、平成 24 年 10 月 1 日から適用する。